

租税特別措置法第 40 条第 8 項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書



国 税 庁 長 官 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

届出者 千

所 在 地

フリガナ

名 称

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第 40 条第 8 項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

引継法人に贈与する財産等の寄附者	住 電 話 番 号	(寄附時の住所 千)
		(電話番号 - -)
	フリガナ氏名	

承認を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量

申請者が特定処分を受けた年月日	特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細
平成 年 月 日	

引継法人	【贈与予定年月日 平成 年 月 日】
------	--------------------

主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号
			- -

引継法人に贈与する財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	特定処分前日における価額 千円	使用開始予定 年 月 日	使 用 目 的
					. .	
					. .	
					. .	

租税特別措置法第 40 条第 8 項に規定する財産等以外の引継財産の金額	(左欄の金額の計算に関する明細)
円	

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	取得予定価額 千円	取得予定年月日	使用開始 予定年月日	使 用 目 的
					. .	. .	
					. .	. .	

その他参考事項 (やむを得ない事情により特定処分の日の翌日から 1 年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

	使用開始予定年月日	平成 年 月 日
--	-----------	----------

税務署整理欄									
整理簿		通信日付印	確認者	印	税務署名		送付区分	自局	他局
									不明

の項目は記入する必要がありません。

[記載要領等]

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項に規定する同法第5条の公益認定の取消しの処分（以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等に贈与し、租税特別措置法第40条第8項の規定を受ける場合に使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市 区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市 区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「引継法人」欄には、特定処分を受けた届出者から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市 区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の明細」欄には、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産等を引継法人に贈与する場合の、当該財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、使用目的、租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

(参考) 1 租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）
$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第1項及び同条第2項の金額の合計額}}$$

2 公益認定法第50条第1項の適用がある場合の租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）
$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}}$$
- 「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産等の贈与を受けた場合に、当該財産等をもって新たに取得しようとする財産の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により特定処分の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用できない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
 - 届出者である公益法人等及び引継法人の登記事項証明書等
 - 引継法人が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
 - 引継法人に贈与しようとする財産がやむを得ない事情により特定処分の日の翌日から1年以内に直接公益目的事業の用に直接使用できないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等